

医推第228号
令和6年5月20日

(公社)岡山県医師会長 殿
(一社)岡山県病院協会会長

岡山県保健医療部医療推進課長

令和7年度地域医療勤務環境改善体制整備事業の実施意向調査の
実施について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、令和6年4月からの医師の時間外労働に対する上限規制適用を踏まえ、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、医療機関が行う「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組を支援する事業を実施しています。

つきましては、令和7年度の実施意向調査を次により実施しますので、貴会会員への周知について、格別のご配慮をお願いいたします。

記

1 対象医療機関及び対象経費

- ・ 地域医療において特別な役割^{※1}があり、かつ過酷な勤務環境^{※2}となっていると知事が認める医療機関において、「医師労働時間短縮計画」を作成したうえで、医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するための経費。（別添「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下、本文において要領という。）別記3「Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業」に定めるもの。）

※1 特別な役割

救急医療、周産期医療、小児救急、精神科救急等において実績のある医療機関で、要領に定めるもの。

※2 過酷な勤務環境

年の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超えるおそれのある医師を雇用している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

- ・ 令和7年度に着手し、年度末までに完了する取組みが対象となります。

2 提出期限

令和6年8月9日（金）必着

3 提出書類

(1) 意向調査表 (様式1)

(2) 交付要件等チェックシート (様式2)

※ 様式は、当県ホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/780113.html>

※ 交付要件等に関して、疑義が生じた場合は、事前に医療推進課へ照会してください。

4 提出方法

郵送または電子メールにてご提出ください。

(郵送の場合)

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県保健医療部医療推進課 地域医療勤務環境改善体制整備事業担当あて

(電子メールの場合)

iryo@pref.okayama.lg.jp

5 その他

(1) 今回の調査は、令和7年度予算編成に向けて、各医療機関における実施意向を把握するために実施するものですので、現時点で、補助金申請の可能性がある場合は、必ず調査票の提出をお願いいたします。なお、国の要領が改正された場合は、令和7年度の対象事業や交付要件が変更となる場合がありますのでご了承ください。

(2) 令和6年度中の事業実施を希望する医療機関があれば、個別にご相談ください。

岡山県保健医療部医療推進課

[担当：松田]

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

Tel : 086-226-7403

E-Mail : iryo@pref.okayama.lg.jp

令和 7 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業の実施意向調査票

医療機関名		
連絡先	担 当 部 署	
	職 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	

事業開始予定年月日	令和 年 月
-----------	--------

当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	R5 病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 (※)	
	一般病床		床
			床
	合計		床

※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数

【今後、検討する内容も含め、考えられる事項を幅広く記入してください。】

取組 (予定) 事項		概算費用額	
資産形成を伴うもの		0	千円
	例) 勤怠管理システムの導入	5,000	千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
資産形成を伴わないもの		0	千円
	例) 研修会開催経費	300	千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
総 計		0	千円

地域医療勤務環境改善体制整備事業の交付要件等チェックシート

1 対象医療機関（以下のいずれかに該当）

※基本診療料の施設基準等「地域医療体制確保加算」の届出を行っている医療機関は対象外です。

要件	
☐	救急車等の搬送件数が年間1,000件以上2,000件未満（令和 年度病床機能報告： 件）
☐	救急車等の搬送件数が年間1,000件未満で、夜間・休日・時間外入院件数が年間で500件以上（令和 年度病床機能報告： 件）
☐	救急車等の搬送件数が年間1,000件未満で、離島、へき地等で同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しない
☐	周産期医療を提供している （急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関）
☐	大半が小児医療を提供し、小児救急を提供している
☐	精神科救急を提供している （「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応が年間12件（月平均1件）以上）
☐	脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、5疾病6事業で重要な医療を提供している （急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年程度以上、超急性期脳卒中加算の算定が25件/年程度以上）
☐	在宅医療において特に積極的な役割を担っている （「機能強化型在宅療養診療所（単独型）」及び「機能強化型在宅療養支援病院（単独型）」の医療機関）

2 交付要件（いずれをも満たすこと）

☐	勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
☐	年の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超えるおそれのある医師を雇用している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。※1。
☐	医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。
☐	「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

※1 ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960 時間を超えた 36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しません。